



この度の東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

【厚生年金基金】

東日本大震災に対処するための特例措置(企業年金関係)

規約変更手続きについて (その2)

平成23年5月11日付企国課長通知『[東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う厚生年金基金の標準給与の月額改定及び掛金等の免除の特例の事務処理等について](#)』(年企発 0511 第1号)の発出に伴い、厚生年金基金において掛金又は徴収金の免除を行う場合(以下表中ケースA)の規約変更手続きについて、[6月6日の PENSION NEWS](#)においてご案内させていただきましたが、今般新たに免除保険料相当額を超える部分の掛金又は徴収金の免除を行う場合(以下表中ケースB)について、規約例を厚生労働省宛確認いたしましたので、ご案内いたします。

◎規約変更の手続き

免除保険料相当額を超える部分の掛金又は徴収金の免除を行う場合(以下表中ケースB)、規約変更が必要となります。なお、従前ご案内させていただいております、免除保険料相当額のみ免除する場合(以下表中ケースA)と手続きが異なります。詳細につきましては、下表をご確認ください。

	掛金又は徴収金の免除の範囲	基金の手續	行政手續	必要書類
ケースA*	免除保険料相当額のみ免除する	理事長専決で可	届出	規約変更届出書 一部変更規約 規約変更理由書 理事長専決理由書
ケースB	免除保険料相当額及び免除保険料相当額を超える部分を免除する	代議員会の議決	認可申請	規約変更認可申請書 一部変更規約 規約変更理由書 年金数理に関する確認書類 代議員会議事録

【ケースBに関する申請書式例】

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/shinseisyoshiki0627.pdf>

*. ケースAに関する申請書式例につきましては、[6月6日のPENSION NEWS](#)をご確認ください。

★申請書式例の一部変更規約等について

今回ご案内するケースBの一部変更規約については、①免除保険料相当額を超える掛金の全てを免除する場合と、②免除保険料相当額を超える掛金のうち一部を免除する場合の2パターンをご案内いたします。

また、今回ご案内する申請書式例につきましては、下記の前提のもと作成しております。

○標準給与の月額の設定もあわせて行う。

○免除保険料相当額の免除と同時に、免除保険料相当額を超える掛金の免除を申請する。

※免除保険料相当額の免除の届出を行った後に、代議員会の議決を経て、免除保険料相当額を超える掛金の免除を申請することも可能です。この場合の規約変更例につきましては、個別にお問い合わせください。

○免除する掛金の範囲について、事業所ごとに異なる取り扱いを設定せず、全事業所一律の設定を行う。

※事業所ごとに異なる取り扱いを設定する場合は、止むを得ない理由が必要であり、かつ、個別照会が必要となることを厚生労働省宛確認しております。

以上